

国内クレジット認証委員会御中

## 実績確認概要書

平成 23 年 2 月 3 日

審査機関名 株式会社日本スマートエナジー

### 1. 排出削減事業計画の概要

排出削減事業名	名古屋トヨペット株式会社における照明設備の高効率化
承認番号	JCDM-PJ0021
排出削減事業者名	名古屋トヨペット株式会社
排出削減共同実施事業者名	株式会三井住友銀行 (その他関連事業者：エナジーセーブ株式会社)
事業実施場所	① 名古屋トヨペット株式会社 矢作店 (愛知県岡崎市矢作町字小河原 25) ② 名古屋トヨペット株式会社 新城店 (愛知県新城市城北 2-3-2) ③ 名古屋トヨペット株式会社 欠町店 (愛知県岡崎市欠町字金谷 11-1) ④ 名古屋トヨペット株式会社 瑞穂店 (愛知県名古屋市瑞穂区二野町 9-8) ⑤ 名古屋トヨペット株式会社 松葉公園店 (愛知県名古屋市中川区大平通 1-16) ⑥ 名古屋トヨペット株式会社 勝川店 (愛知県春日井市勝川町西 4-18) ⑦ 名古屋トヨペット株式会社 小牧ボデーセンター店 (愛知県小牧市大字上末 2336-3) ⑧ 名古屋トヨペット株式会社 高岡ボデーセンター店 (愛知県豊田市高岡町女松山 27 番地 8)

事業の概要	名古屋トヨペットにおける、照明設備の高効率化を実施することにより、省エネルギー、温室効果ガス排出量の削減およびコストの削減を図るものである。
排出削減量の計画	90tCO2/年（事業実施期間合計 381 tCO2）
国内クレジット 認証期間	① 開始日 2008年11月15日 終了予定日 2013年3月31日 ② 開始日 2009年12月18日 終了予定日 2013年3月31日 ③ 開始日 2009年1月22日 終了予定日 2013年3月31日 ④ 開始日 2009年3月17日 終了予定日 2013年3月31日 ⑤ 開始日 2009年1月22日 終了予定日 2013年3月31日 ⑥ 開始日 2009年1月22日 終了予定日 2013年3月31日 ⑦ 開始日 2009年1月22日 終了予定日 2013年3月31日 ⑧ 開始日 2009年4月1日 終了予定日 2013年3月31日
排出削減方法論	方法論番号 006 照明設備の更新

## 2. 本実績確認の対象期間

①矢作店	2008年11月15日	～	2010年10月31日	(第1回目実績報告)
②新城店	2008年12月18日	～	2010年10月31日	(第1回目実績報告)
③欠町店	2009年1月22日	～	2010年10月31日	(第1回目実績報告)
④瑞穂店	2009年3月17日	～	2010年10月31日	(第1回目実績報告)
⑤松葉公園店	2009年1月22日	～	2010年10月31日	(第1回目実績報告)
⑥勝川店	2009年1月22日	～	2010年10月31日	(第1回目実績報告)
⑦小牧ボデーセンター	2009年1月22日	～	2010年10月31日	(第1回目実績報告)
⑧高岡ボデーセンター	2009年4月1日	～	2010年10月31日	(第1回目実績報告)

## 3. 実績確認結果

本実績報告期間における排出削減量は、承認排出削減事業計画に従ってモニタリングされた結果に基づき算定されており適正である。

排出削減量	196tCO2 (2008年11月15日～2010年10月31日)
-------	-----------------------------------

#### 4. 実施した実績確認手続きの概要

以下の実績確認手続きにより、報告された排出削減量に重大な誤りがないことを確認している。

要件	実績確認手続き
<p>排出削減量が承認排出削減事業計画に従って当該計画を実施した結果生じていること</p>	<p>排出削減量は、承認排出削減事業計画に従って当該計画を実施した結果生じていることを確認した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 承認済み排出削減事業計画に従い、従来よりも高効率の照明器具に更新する事業が実施されていることを事前審査の現地訪問の際に確認した。</li> <li>2) 本実績報告期間において導入設備が稼働していることは、事前審査の際に新規照明設備の導入はすべて完成していたため、その際の視察および最終版の竣工図および竣工検査報告書の閲覧により確認した。</li> <li>3) 事業開始日については、事業計画通りであることを事業計画書との突合、事業者への質問により確認した。</li> <li>4) その他、本事業に承認排出削減事業計画から重要な変更がないことを確認した。</li> </ol>
<p>排出削減量が承認排出削減方法論及び承認排出削減事業計画に従って算定されていること</p>	<p>排出削減量が承認排出削減方法論及び承認排出削減事業計画に従って算定されていることを確認した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) モニタリング方法については、承認事業計画に従って営業時間により集計されていることを確認した。</li> <li>2) 活動量の正確性については、記録責任者の管理の元、承認排出削減事業計画書通り、照明点灯・消灯の管理ルールに変更がなく、本データが正確に集計・算定されていることを、事業者への質問、集計データの突合、根拠資料の閲覧等により確認した。</li> <li>3) 排出削減量の算定式及び使用されている単位発熱量は方法論および承認排出削減事業計画に従っており、また排出係数は承認排出削減事業計画とは異なるが、国内クレジット制度方法論のデフォルト値である限界電源炭素排出係数を適用して算定しており、算定結果が正確であることを確認した。</li> <li>4) 事業実施後排出量、ベースライン排出量、リーケージ排出量、排出削減量の算定結果をモニタリング結果と突合、方法論の定めた計算式との照合、計算過程の確認、再計算等</li> </ol>

	<p>を実施した結果、排出削減量の算定結果が正確であることを確認している。</p> <p>5)その他、排出削減量の算定において重大な変更はなされていないことを確認した。</p>
算定期間が 2013 年 3 月 31 日を超えないこと	<p>本実績確認の対象期間は、2008 年 11 月 15 日～2010 年 10 月 31 日までであり、排出削減量を算定した期間が 2013 年 3 月 31 日を超えないことを確認している。</p>

## 5. 特記事項

確認した排出削減量（クレジット量）に相当する省エネ量について、原油換算で 102.5 kl であることを確認した。